

第5 主な財政指標の状況

地方公共団体の財政構造について、健全性・弾力性を判断するための主な指標を示しました。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、財政分析のための新たな指標として、健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率が定められました。これに基づき算定した平成19年度末の状況については表30のとおりです。

表30 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

項目		比率 (%)	早期健全化 基準 (%)	参 考 (金額の単位は百万円)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	—	3.75	実質収支額 4,709 (黒字)	
	連結実質赤字比率	—	8.75	実質収支額 4,709 公営企業資金剰余額 29,929 計 34,638 (黒字)	
	実質公債費比率	12.6	25.0	昨年度数値 (12.5) から 0.1ポイント増 全国平均 : 13.5、三重県順位 : 18位	
	将来負担比率	185.9	400.0	全国平均 : 222.3、三重県順位 : 6位	
資金不足比率	企業会計	水道事業	—	20.0	資金剰余額 11,929 (黒字)
		工業用水道事業	—	20.0	〃 12,861 (黒字)
		電気事業	—	20.0	〃 2,524 (黒字)
		病院事業	—	20.0	〃 1,627 (黒字)
	特別会計	中央卸売市場事業	—	20.0	〃 6 (黒字)
		流域下水道事業	—	20.0	〃 976 (黒字)
		港湾整備事業	—	20.0	〃 6 (黒字)

(注) 数値が記載されていない比率には、黒字(資金不足比率の場合は資金剰余額があること)のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

(注) 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

(注) 実質公債費比率及び将来負担比率における全国平均及び三重県順位は、速報値(平成20年9月30日現在)です。

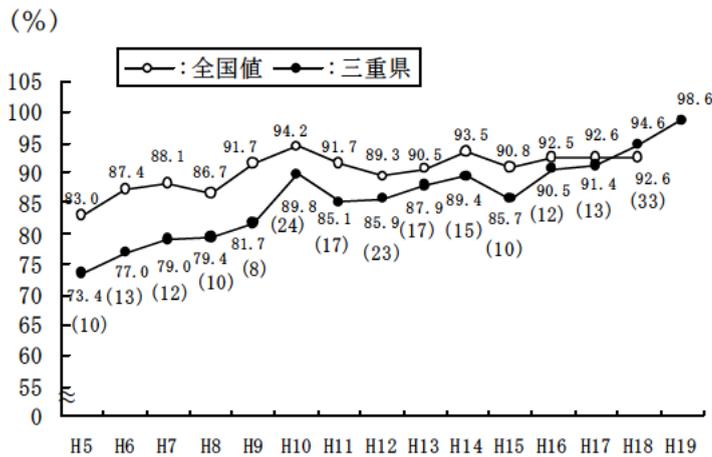
(2) その他の財政指標の推移（普通会計決算ベース）

第 42 図には、その他の主な財政指標項目の推移を示しました。

なお、財政指標関連項目の状況については巻末資料 34 に示したとおりです。

第 42 図 主な財政指標の推移

ア. 経常収支比率

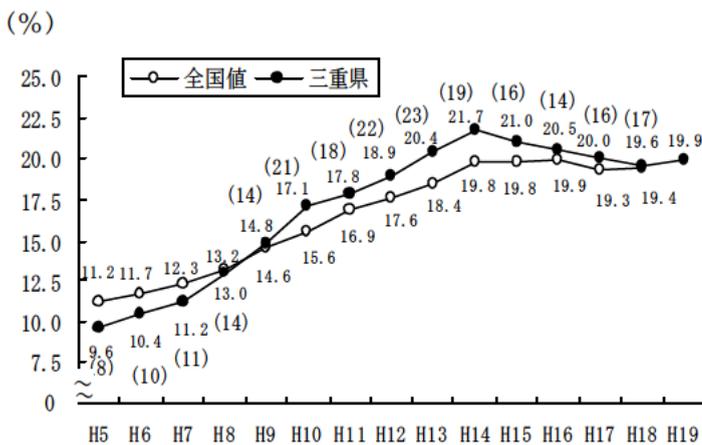


()内は全国順位

経常収支比率は、一般的には 75%程度が妥当とされており、三重県は平成 6 年度以降、75%を上回っているとともに、全国値に対しては低い値で推移してきましたが、平成 18 年度は全国値を上回る結果になりました。

これは地方交付税が減少しているのに対し、人件費の上昇や公債費負担の増加等により毎年度経常に支出される経費に充当される一般財源の伸び率が大きいことによるものです。

イ. 公債費負担比率

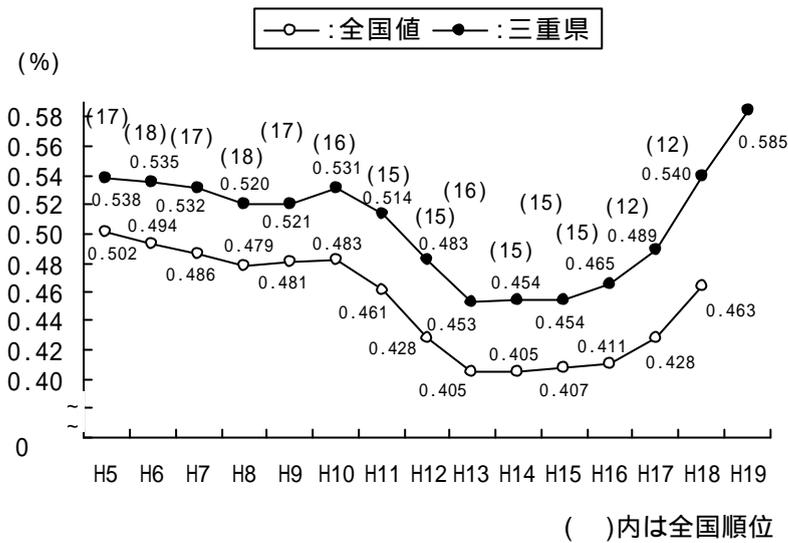


()内は全国順位

県債の元利償還金等の公債費は平成 5 年度から平成 14 年度まで上昇し続けました。これは毎年度増加し続けた公債費に充当される一般財源の伸び率が大きいのに対し、一般財源の伸び率が低迷していたことによるものです。

公債費負担比率は、一般的には 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされていますが、本県は、平成 6 年度以降、10%を超えて上昇してきており、特に平成 13 年度以降は 20%を超えて推移していましたが平成 18 年度において、危険ラインとされる 20%を下回りました。しかし、いまだ高い水準にあり財政状況の厳しさは続いています。

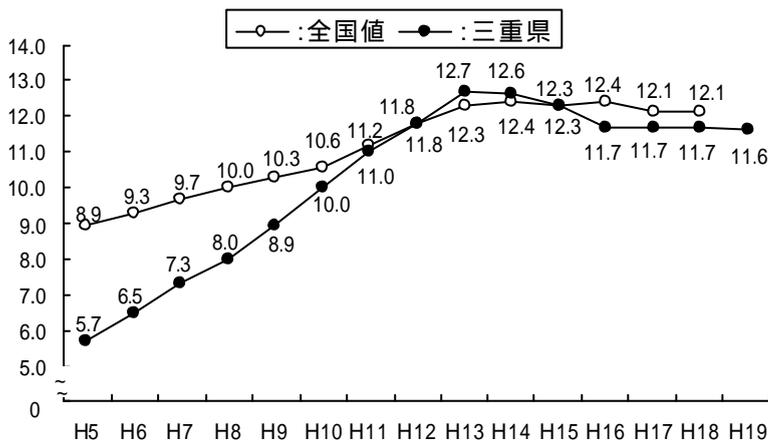
ウ．財政力指数（3ヶ年平均）



財政力指数は財政力を判断する理論上の指数であり、三重県は平成16年度から上昇に転じ、平成19年度には0.586となっています。

また、全国の状況は表30のとおりです。本県は、平成18年度から、これまでのCグループより1ランク上のB₂グループに属しています。

エ．起債制限比率



起債制限比率は平成4年度以降上昇傾向にあります。これは、公債費の伸び率が大きく、年々財政を圧迫してきていることを示しています。

この比率が20%を超えると一部の県債の発行が制限されることとなっています。三重県は近年10%を超えて推移しています。

(3) 財政力指数からみた本県の位置

表31 財政力指数（平成16年度～平成18年度）の状況

（単位：円）

	財政力指数	所 属 団 体	団 体 数	人 口 1 人 あ た り の 額			
				18 年 度		17 年 度	
				地 方 税	一 般 財 源	地 方 税	一 般 財 源
B ₁	0.700～1.000	愛知県、神奈川県、大阪府	3	124,290	155,787	113,677	139,842
B ₂	0.500～0.700	千葉県、静岡県、埼玉県、茨城県、福岡県、栃木県、群馬県、三重県、京都府、広島県、兵庫県、宮城県、滋賀県	13	(116,761) 101,804	(210,017) 171,307	94,233	148,613
C	0.400～0.500	岡山県、岐阜県、長野県、香川県、石川県、福島県、富山県、山口県、新潟県	9	101,726	226,113	(107,868) 95,123	(196,720) 180,242
D	0.300～0.400	奈良県、山梨県、北海道、愛媛県、福井県、熊本県、大分県、徳島県、山形県、佐賀県、和歌山県	11	87,675	241,238	88,871	219,852
E	0.300未満	鹿児島県、岩手県、青森県、宮崎県、沖縄県、秋田県、長崎県、鳥取県、高知県、島根県	10	75,615	267,498	73,248	249,503
F	1.21538	東京都	1	303,414	322,593	285,485	291,323

（注）1. グループの編成は、16年度～18年度までの財政力指数

（基準財政収入額／基準財政需要額）の平均値が0.700～1.000をB₁、0.500～0.700をB₂、0.400～0.500をC、0.300～0.400をD、0.300未満をEとして区分したものである。

2. 東京都は、他の道府県と行政権能、規模等著しく異なるので、Fグループとした。

3. 表示のグループは、18年度の区分である。

4. 人口1人あたりの額は、各グループの平均値で、（ ）内の数字は本県分を示したものである。

5. 一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税及び交通安全対策特別交付金とした。

（出典参考）

「平成18年度都道府県決算状況調」による「平成18年度都道府県財政指数表」（総務省）

一口メモ

- **実質赤字比率** 一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。
*一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。
- **連結実質赤字比率** 一般会計等に加え、公営企業会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。
なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。
- **実質公債費比率** 当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。（過去3ヵ年平均で算定します。）
- **将来負担比率** これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。
この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。
- **資金不足比率** 公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。
- **普通会計** 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることを踏まえて、財政比較や統一的な掌握のために地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営企業会計に含まれない特別会計を合算したものです。

経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）

財政構造が弾力的か否か、財政の健全性が保持されているか否かの判断基準であり、歳出のうち、収入の増減に係わりなく支出を迫られる、経常的に支出されなければならない経費の占める割合を指します。一般的に、人件費や物件費等の経常経費の割合が大きく、また、それらの財源に国庫支出金、地方債といった臨時的収入が充てられる状態では財政構造が硬直化しており、柔軟な財政活動は期待できません。一般的には75%程度が妥当とされています。

財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標）

財政力を判断する、理論上の指数であり、交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めます。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされており、1を超える自治体には普通交付税は交付されません。財政力指数は、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。

公債費負担比率（地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標）

一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいうもので、これがどの程度一般財源の用途の自由度を制約するかを示すものです。この比率は、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率（地方債の許可制限に係る指標）

地方債の元利償還金に充当された一般財源のうち交付税措置される経費等を除外して算出される割合で、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の1つです。

一般的には、20%を超えると一部の起債が制限されます。